

発 言 者	要 旨
<p>三野委員</p>	<p>3点ほど質問させてもらいます。まず、県の市町への対応についてであります。普通は助言というようではありますが、助言を超えている問題がかなりあるのではないかということで、今回、国家公務員準拠に伴う臨時特例の給与削減問題と、市町合併の算定がえの問題、この二つを取り上げて、県の対応を質問させていただきたいと思います。</p> <p>いわゆる地方分権改革によって、県から市町への指導はなくなりまして、県は市町に対し、国や県の考え方を伝達、情報提供という形で助言に努めていくこととなりました。分権の観点から、市町の自主性、自立性を尊重し、主体的に取り組むということが原則であろうと思います。</p> <p>昨日の代表質問において、知事は、我が党の高田議員が行った市町における給与カット問題に関する質問に対し、「市町や各団体の職員の給与については、それぞれの団体で自主的に定められるものと考えております」と答弁されておりますから、県は市町の給与カットに関して承知せず、市町が独自に対応すればよいとの解釈をしておりました。</p> <p>ところが、県の自治振興課長と課長補佐が8月19日に東かがわ市を、20日に坂出市を、そして21日には、丸亀市を訪問されております。三豊市は電話で、また、直島町には、町長に直接電話をしているようであります。8月20日には、町総務課長会を開催し、お話をされています。さらに、三木町、土庄町、小豆島町の給与カットをしていない総務課長が再度集まって、協議をしているということでもあります。</p> <p>総務省からそれぞれ文書が来ていることは知っております。その文書を自治振興課からそれぞれメールなりで添付して送っていますが、その際にはこの内容を必ず首長に伝えるようにというコメントを書いていると思います。</p> <p>私は、メールで送って相手に伝えるだけであればいいと思うわけでありませけれども、課長と補佐が各市町を訪問されたり、町村会で総務課長を集めて話をされることは、地方分権改革の中での指導から助言への転換という観点からすると、余りにもやり過ぎではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>岡自治振興課長</p> <p>今回私どもがやってきたことにつきましては、この要請ですけれども、市町に対しては、まず政府から直接市町に行っております。一方で、県に対しましては、この趣旨を周知する旨の依頼を国から文書でいただいております。そうしたことを受け、連絡調整事務としまして、国からの要請や各種情報を市町にお伝えしてきたというものでございます。</p> <p>先ほどの動きにつきましては、7月29日に総務省でヒアリングを受けており、このヒアリングの中身を直接お伝えしたほうがよいのではないかとということもありまして、その当時、いまだ対応を決めていない市町に対しまして、直接お伺い</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>してお伝えしたというものでございます。</p> <p>今、課長は要請という言葉が使われました。地方分権からすると、要請ではなく、助言ではないかと思えます。私も決して要請とは一言も言っていません。私もよくわからないので、要求と要望と要請の違いを調べました。</p> <p>要請は、法律的な響きを感じ、求める姿勢が要望と要求の中間ぐらいだが、結果は法律の適用と同じぐらいの強さを求めています。何となく腰は低いけれども、法律的に威圧感が裏に潜んでる印象があるとされており、課長には、意図的なものがあるのではないかと思います。</p> <p>課長は、丸亀市に行ったときに、「削減しない団体は、余裕がある団体とみなすと国が言っている。県内他市町の状況もそうであるし、四国内の他県の自治体の状況を見ていると、全て削減するのではないか。削減する自治体が少なくなってしまうたら、総務省は次の手を考えているかもしれない。10月に実施しないと、来年の特別交付税制裁もあるかもしれない」と述べていると聞いています。これは、おどし以外の何物でもないと思えます。</p> <p>さらに直島町では、県からの「給与削減の検討状況は」の問いに「未定です」と回答した町側に対し、「削減しないと過疎債の優先順位を下げられて借りられなくなるかもしれない」と述べたようであります。</p> <p>また、8月20日の町村会の総務課長会では、国がこう言っているという前置きはしていますけれども、「来年度の地方交付税は、給与減額をしたかどうか、7月から減額したかどうか、減額率がどれだけだったのかを理由に引き下げられるおそれがある」と発言をしています。</p>
岡自治振興課長	<p>総務省から、個別に市町へ訪問するよう指示があったのでしょうか。</p> <p>要請という言葉を使わせていただきましたが、これは国からの要請という意味でございまして、私どもが行ったのはあくまで助言等ということでございます。</p> <p>国からは、特に総務省からのヒアリングの際に、今回の国の要請に対応しない場合は、例えば財務省とかマスコミなどから、地方は財政的な余力があるとの声が上がることを懸念しているとの話を伺いました。</p> <p>市あるいは町の総務課長会に確かに出席はいたしました。そうした中で御説明をさせていただきましたのは、市町からの「どういうことが心配されるか」「行わなかった場合にどういうことが心配されるか」という質問に対しまして、先ほどの「余力があると見られるということ」を国は懸念している」ということをお伝えいたしました。また、ヒアリングそのものが給与を担当する部局と、地方交付税とか起債を担当する部局という二つの部局からありましたので、起債あるいは地方交付税を担当している部局からの要請もあるという旨を御説明したところでございます。そうした中で、市町によっては心配されたところもあったのではな</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>いかと思っております。</p> <p>今、言われたことは、総務省から来ているコメントに書いているではありませんか。これは各市町にメールで送られたわけでしょう。あえて同じことを訪問して言う根拠がどこにあるのですか。情報提供は、メールを送ることで十分されているではありませんか。</p> <p>マスコミなどから情報は頻繁に入っていますから、先ほどの説明内容に関する情報は、各市町には既に頭に入っていると思います。i J ANPなどにも全部書いています。あえて、どうして市町に行かなければならないのですか。</p> <p>課長が説明したことは、市町に対して既に情報提供しています。行くということは、圧力であると思います。</p> <p>今回のやり方は、非常に異例中の異例であり、総務省の言うことを聞かなければならないということは異常であると指摘しておきたいと思います。</p> <p>市町合併の算定がえの問題であります。</p> <p>市町合併は、平成の大合併であり、県も副知事や総務部長が市町に訪問して推進しました。</p> <p>この合併の算定がえは、10年保留して5年で段階的に算定がえが起きるわけであり、予見性がありますが、今回、さぬき市が、この合併算定がえにより、交付税が減るという理由で給与カットをしました。臨時的に、また急激に起こるのであれば理解できますが、この合併算定がえは、初めからわかっています。実質15年もの時間的な余裕があるにもかかわらず、なぜ今回のようなことが起きるのか、理解できません。</p>
岡自治振興課長	<p>合併しているほかの市町においても、算定がえの問題が徐々に出てくるものと思います。自治振興課は、市町を助言していく立場で、財政運営計画の立案や基金の積み立てなど、市町にアドバイスをしたことがあるのか聞かせてください。</p> <p>自治振興課では、年に4回ほど、市町のヒアリングの場を設けておりまして、そこで決算、予算、それから健全化関係の指標、あるいは財政事情の確認等を実施しており、合併市町に対しましては、合併算定がえの特例及び16年後の1本算定に関する話をしてきたところでございます。</p>
三野委員	<p>合併算定がえに関する話は、ヒアリングのついででしょう。今回のさぬき市のようなことが起きたということ自体、財政運営の計画性がなかったとしか思えません。それに対して、自治振興課は多分、地方分権を逆にとって、これは市町の独自判断であり、県が余り関与する問題ではないとしてきたのではありませんか。合併算定がえの問題と今回の臨時特例における自治振興課の対応は、使い分けをしていると思わざるを得ません。</p> <p>市町に対して、給与問題とか人員問題は、きちんと強い指導を行うが、あとの</p>

発 言 者	要 旨
	<p>問題は、ほったらかしである。市町の職員に聞くと、県に相談しても、分権時代ですから、市町の判断でという回答が返ってくると、よく言われます。県に、市町の補完機能性がないということが一因となり、道州制の問題も出てきて、県は要らないという議論がされているのではないかと思います。</p> <p>都道府県の存在意義からすれば、こういう使い分けをすることがあってはなりません。過去に伝えた市町のいろいろな問題について、市町まで行って、きちんと指導なり助言をしましたか。していないではありませんか。</p> <p>私は、今回のことだけについては訪問し、ほかのことは知らん顔で、電話で済ましている。この使い分け方が異常であり、今回の訪問は圧力としか思えません。地方分権において、国と県と市町との関係をどのように考えられているのか、お聞かせください。</p>
岡自治振興課長	<p>自治振興課の存在意義でございますが、まず、地方自治法に基づく連絡調整事務を行うということがございます。それから、予算とか給与などのさまざまな情報につきまして、毎年度適切に市町にお伝えするとともに、必要に応じて相談などになり、助言等を行うということでございます。</p>
三野委員	<p>当然国からの情報につきましては、そういったスタンスのもとにお伝えし、市町から相談等がありましたら、きちんと乗っていきたくて思っています。</p> <p>さぬき市のような合併算定がえで給与カットをしなければならないということは、おかしいと思います。10年間の余裕があつて、結局5年で段階的にするのであれば、財政運営計画までチェックしなければなりません。給与減額に関してはきちんとし、あとは知らん顔ということでは、自治振興課の存在意義がないと思います。</p> <p>各市町から市町職員も来ていますから、育成する視点も自治振興課にはあるわけでしょう。総務省の指示だけはきちんとし、あとは知らないとするのであれば、総務省も県の自治振興課もだめになると思います。今回のことを教訓にしながら、これから適切に対応するようにしていただきたいと思っています。</p> <p>国民健康保険の県の運営主体の変更についてです。</p> <p>国民健康保険自体の中身は健康福祉部の所管ではありますが、県と市の権限移譲の問題でありますし、この前知事会への要望等をされておりましたので、政策部に大きな視点で質問をしたいと思っています。</p> <p>この間、県や知事会は、国保の運営主体を都道府県にすることについて反対というスタンスをとってまいりました。しかし、i JAMPを見ると、財源を措置すればやむを得ないという方向に転換してきているものと感じます。今、どのような状況になっているのかを聞きたいと思っています。</p> <p>次に、保健予防対策関係です。</p>

発 言 者	要 旨
西原政策部長	<p>今まで市町が保険の母体でありましたから、国民健康保険税という形で徴収を行っています。それと同時に、市町の医療費を減らすために、病気にならない保健予防対策を行っています。この保健予防対策は基本的に、市町の所管です。</p> <p>一番の問題は、市町が保健予防対策に関し、手抜きをする可能性があることです。今までは、市町においてインセンティブが働くため、徴収も保健予防も一生懸命携わり、医療費を削減しようということになっていました。県が母体となれば、このインセンティブが働かないようになってしまうおそれがあると思います。</p> <p>保健予防は、市町ごとに任せれば市町の規模や財政規模が違ふし、保健師さんの問題とか全然環境が違ふわけですから、市町からの事務委託という新しい形で県が全体でやらないと、無理があると思います。今後、事務委託方式とか、広域で実施するなど、いろいろと考えられますが、市町と話しながら一体的にやらなければならないと思います。</p> <p>国保の運営主体を都道府県にすることは反対という立場を続けるというけれども、結局、最後には受けてしまうのではないのでしょうか。いろいろな対策を早くから考えていかなければ、財源も措置もできないと思うわけであります。</p> <p>国民健康保険について、どのように考えているのか、お聞かせください。</p> <p>国民健康保険についての御質問でございます。</p> <p>まず、知事会の考え方でありませけれども、従来と変わってございません。国民健康保険につきましては、被用者保険と比べて加入者の所得水準が低い一方で医療費水準が高いという構造的な問題がございませ。そういう抜本的な解決が必要であるとの認識で、これまで反対をしているほか、被用者保険も含め、全ての医療保険制度の全国レベルの一元化に向けた道筋を提示すべきであるという考え方も変わってございません。</p> <p>ちなみに、平成 24 年 1 月に知事会で、国保の関係について要望をしてございませ。具体的には、国保の構造的な問題の抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、積極的に責任を負う覚悟である旨表明しており、国保の問題に対して、基本的なところは変わっていないというのが現状であると思っております。</p> <p>国保を都道府県へ移行させる流れに来つつありますけれども、財政規模が大きくなって財政運営が安定するとか、事務の効率化が図られるとか、困難が予想されますが保険料負担の平準化ができるというメリットがある一方、徴収努力とか保健事業の取り組みをどうするのかというデメリットがございませ。</p> <p>まずは、運営主体のあり方を議論するに当たって、都道府県と市町村が適切に役割分担を行った上で、なおかつ市町村のインセンティブが働くような制度になるようにすべきということをお主張している段階であり、この役割分担を、財政問</p>

発 言 者	要 旨
<p>三野委員</p>	<p>題も含めて要望をしていくことがスタンスであると思っております。</p> <p>スタンスは結構でありますけれども、これまでずっと国に負けてきています。いろいろな研究をしておかなければ、結局保健予防を手抜きして医療費がふえるという状況になり、大変な財政負担になってくるものと思います。</p> <p>今、多度津町の国民健康保険は、1人当たり年間10万5819円、小豆島町は7万4531円です。この金額の開きは、病院があるかないか、さらには保健予防をきちんとやるかどうかなどのいろいろな要素が関わっていると思いますので、保険料徴収や保健予防など、国民健康保険に関することを一体的な問題として考えていかないとはいけません。県は、運営主体となれば、財政負担が発生し、社会保障がふえ、高齢者がふえていく中で医療費もふえていくわけです。結局押し切れ、変な形で受けるという話になれば、大変なことになると思っておりますので、県の市町の補完的機能がこれまでも増して重要となると思っております。</p> <p>政令指定都市はありませんが、中核市もあり、だんだん県の権限が離れていく中で、県の存在意義は、いわゆる中核市以外の市なり、小規模町をどれだけ補完していくかということでもあります。特に、過疎地域に指定されているところは総合行政がもうできないと思っておりますので、市町間の広域なり、市町で一緒にやっていく、さらには県が受託をしていくという新しい方式を、これから地方分権の時代に向けてやっていかなければならないと思っております。</p> <p>また、国保は県が行うように言いながら、県を廃止する道州制を導入しようとするのは全くの矛盾であり、きちんと主張すべきであります。</p> <p>推進派の知事、反対派の知事、中間派の知事がいます。でも、こういう国保の問題が出てきた場合、知事が国保に対して反対し、道州制を推進するのであればいいが、国保と道州制ともに賛成という話は理解できません。</p> <p>ですから、知事に対して、道州制はまだ拙速であり反対などの意思表示をし、立場を明確にするよう、政策部長として、この国保の問題等を含めて進言していく必要があると思っておりますが、どうお考えか、お聞かせください。</p> <p>西原政策部長</p> <p>国保に関しては、社会保障制度改革の中で、いろいろな問題が議論されている状況でございます。そういう議論の中においても、都道府県が財政運営を担うことを基本としつつ、市町村の積極的な役割が果たされるよう、都道府県や市町村で適切に役割分担するために必要な措置を講じるといったことを、この8月の時点でも国は言うてございます。そういった内容をきちんと整理をしていただく中で、どういった形で県が関与していくのかということは出てくると認識しております。</p> <p>一方で、道州制の話が出ましたけれども、国保については県レベルで、道州制については県をなくそうという話であることから、矛盾していることになるわけ</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>でありますけれども、この道州制の議論については、今、まさに、さまざまな議論がある中で、時間をかけて十分議論をする必要がある問題であると思っております。これは、道州制を進める、進めないということも含めて、今、なぜ道州制なのかという疑問が、7月の全国知事会の中でも出てまいりまして、その全国知事会の中で、この道州制をいろいろと議論するに当たっては、最低限明確にすべきことがあるという形で提言を行っている状況でございます。</p> <p>この道州制に関しては、国民的な議論といえますか、県民からもいろいろと道州制についての意見も伺いながら、課題として検討していくものと認識しております。</p> <p>国保の問題を考慮するに当たり、道州制など並行している問題もありますので、いろいろなことをきちんと考えていただきたいと思っております。</p> <p>地方交付税の問題です。</p> <p>交付税が国庫補助金化されてきていると思っております。今回の教訓を生かし、もともとの一般財源できちんとやるようにしないとイケません。知事会できちんと議論し、意思統一することを、知事なり政策部長がリードをとりながらやっていくようにしていただきたいと思っております。</p> <p>消費税に伴う交付税も、消費税を増税すれば交付税が少しふえます。また、地方消費税で、消費税が10%となったときに、香川県は120億円ふえる一方で、経費負担が30億円ふえます。一見、120億円ふえるので、差引90億円ふえるものと捉えられますが、その120億円のうち、留保財源の25%だけ置いて、75%は交付税を減らされます。結局、120億円ふえて90億円もの交付税を減らされれば、30億円しかふえず、経費は30億円要するため、プラスマイナスゼロであります。ですから、今回の地方消費税については、香川県にとって一般財源については、何らメリットがないと思っております。</p> <p>ここで注意しなければならないのは、そういう税制改革があったときには、交付税の別枠加算も見直されますので、基金をどこまで置いておくのかということでもあります。知事は基金に積み立てたらそれだけ、またそれ以上に取り崩すということが、ここ一、二年見受けられます。今後、どのような状況が起きるのかわかりませんので、緊急時に備えての基金を残しておくことが重要であり、その場のしのぎではなく、もっと先を見た財政運営が必要な時期に来ているのではないかと思いますけれども、見解をお聞かせいただきたい。</p>
西原政策部長	<p>交付税に関しては、地方固有の財源であるということを認識し、国に対して強く求めているところでございまして、6月の政府要望、また7月の知事会においても決議をした上で、知事会活動として、7月、8月と政府にも要望している状況であります。そういう中で、交付税を含めて、一般財源の総額をきちんと確保</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>していくことは、地方の財政運営を進める上で必要であると思っております。</p> <p>国の中期財政計画において、地方の一般財源の総額は、基本的に 26 年度と 27 年度は、25 年度とほぼ一定総額の水準を確保するとされておりますので、それをぜひ実現していただけるよう、知事会が力を合わせ、一般財源の総額確保を今後も申し上げていかなければならないと思っております。</p> <p>また、地方財政の運営に関しましては、経済状況に応じて税収がふえたり減ったり、いろいろと変動いたしますので、そういう意味合いにおける財源対策としての基金は必要になってまいります。平成の初めの早い段階から、基金を活用して、予算の編成をしてきているという状況も踏まえながら、地方財政が安定して、きちんとした県民生活が送れるような予算立てができる地方財政の仕組みとなるよう、まずは国に要望しつつ、県としても、それに備えることもいろいろと念頭に置きながら対応をしていきたいと思っております。</p> <p>そのとおりであります。非常に厳しいのではないかと思います。総務省も、概算要求では確かにしていますが、財務省がこれから予算の圧縮に入るだろうと思っております。</p> <p>行政というのは、変化も必要ですが、持続性がある程度必要だろうと思っております。しかし、急激な県民サービスの低下は、余り好ましくありません。徐々にきちんとしていくということが健全な財政運営であると思っておりますから、国の情報を適切につかみながら、県の財政運用をしていただきたいと強く要望して終わります。</p>